

報道関係者各位

令和4年7月11日

市ホームページで道路の注意喚起を行います

～道路上にはみ出した草木などの適正な管理(剪定・伐採)をお願いします～

- ・市ホームページ上で道路での注意喚起ページを新設します。
- ・ページのタイトルは『道路上にはみ出した草木などの適正な管理(剪定・伐採)をお願いします』
- ・別途、市メール配信サービスで市民の皆さまにお知らせします。

以下、詳細を記載します。

『道路上にはみ出した草木などの適正な管理(剪定・伐採)をお願いします』
～通行に支障が出て、思わぬ事故につながることも～

●管理上のご注意

- ・近年、市民の方や自治会などから、道路沿いの草木等の張り出しについて苦情が多く寄せられていますが、草木等は土地所有者に所有権があるため、市が剪定・伐採することができません。(民法第233条)
- ・張り出した草木等が原因で交通事故が発生した場合、所有者の管理責任が問われることがあります。(民法第717条、道路法第43条)
- ・道路交通への危険があると判断された場合は、私有地からの草木等であっても、緊急的に予告なく伐採・撤去する場合があります。

●建築限界について

交通の安全を確保するため、歩道の上空 2.5m、車道の上空 4.5m の範囲に草木や看板などの通行の支障となるものを置いてはならないと定められています。

また、建築限界の範囲外でも、道路の上空は公共の空間となるため、草木等が道路に張り出さないようにしてください。

市道の草木等については、頑張って剪定・伐採を行っていますが、市道の延長は約 870km もあるため、その全てを行うことは難しい状況です。

皆さんが安心、安全に道路を通れるように草木等の剪定・伐採にご協力をお願いします。

※その他、根拠法令などを記載。レイアウトは別紙のとおりです。





くらし・防災



健康・子育て



教育・文化
スポーツ



しごと
産業・観光



市政

現在位置 [ホーム](#)

あしあと

道路上にはみ出した草木などの適正な管理（剪定・伐採）をお願いします

[2022年7月11日] ID:9892

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



通行に支障が出て、思わぬ事故につながることも

私有地から道路上に草木等が張り出していると、自動車が接触したり、見通しが悪くなることで思わぬ交通事故を引き起こしてしまう恐れがあります。

管理上のご注意

- 近年、市民の方や自治会などから、道路沿いの草木等の張り出しについて苦情が多く寄せられていますが、草木等は土地所有者に所有権があるため、市が剪定・伐採することができません。（民法第233条）
- 張り出した草木等が原因で交通事故が発生した場合、所有者の管理責任が問われることがあります。（民法第717条、道路法第43条）
- 道路交通への危険があると判断された場合は、私有地からの草木等であっても、緊急的に予告なく伐採・撤去する場合があります。

お問い合わせ

舞鶴市役所建設部土木課

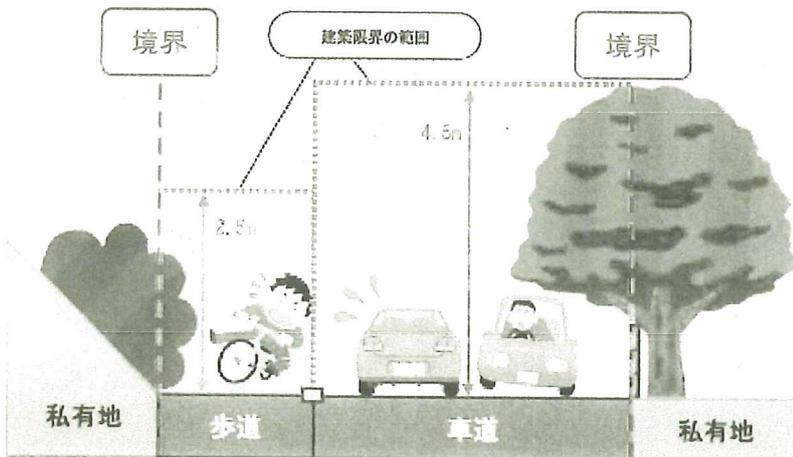
電話: 0773-66-1049 0773-66-1053

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

建設部土木課

- ▶ [市民の皆さんへ](#)
- ▶ [管理係](#)
- ▶ [建設係](#)
- ▶ [整備係](#)
- ▶ [公園係](#)



建築限界について

交通の安全を確保するため、歩道の上空2.5m、車道の上空4.5mの範囲に草木や看板などの通行の支障となるものを置いてはならないと定められています。

また、建築限界の範囲外でも、道路の上空は公共の空間となるため、草木等が道路に張り出さないようにしてください。

市道の草木等については、頑張って剪定・伐採を行っていますが、市道の延長は約870kmもあるため、その全てを行うことは難しい状況です。

皆さんが安心、安全に道路を通れるように草木等の剪定・伐採にご協力をお願いします。

「参考」根拠法令

【民法第233条】（竹木の枝の切除及び根の切取り）

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取るることができる。

【民法第717条】（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

【道路法第43条】（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（恐れ）のある行為をすること。